

# 西仙北中学校 部活動運営方針

## 1 部活動の位置付けとねらい

部活動は、学校教育の一環として、スポーツや音楽、文化、科学等に興味と関心をもつ同好の生徒によって自主的、自発的な参加で行われる組織である。部活動を通して次のねらいを達成する。

- (1) 責任感や連帯感を養うとともに、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の構築を図る。
- (2) 余暇の善用を図り、心身を鍛え、充実した生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。
- (3) 技術や体力の向上を図り、粘り強くやり通す精神力を育成するとともに、能力や適性等の発見と進展に努める。

## 2 本校部活動における留意点

- (1) 部活動は、部顧問の個人的な判断で活動の是非を問うものではなく、本校の教育目標及び重点課題、目指す生徒像に基づき計画的に実施するものである。そのため、全職員の共通理解の下、生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮するとともに、学校全体の教育活動として適切に運営を図っていくこととする。
- (2) 保護者及び地域に対して、学校の担うべき部活動の目的や部顧問の指導に係る業務等について、理解と協力を促すこととする。
- (3) 部活動における休養日及び活動時間の確保については、生徒のバランスのとれた生活と成長に十分に配慮するとともに、スポーツ医・科学の観点や秋田県教育委員会が作成した運動部活動運営・指導の手引、文化庁が示した基準を踏まえ、望ましい活動時間や休養日を設定することとする。

## 3 部活動の運営について

- (1) 顧問は、年間活動計画並びに月間活動計画を作成し、校長の承認を得て、生徒や保護者に伝えることとする。校長は、月末には実績報告を確認し、活動状況の把握に努める。
- (2) 本校における部活動の設置（新設、統廃合）については、生徒、職員、保護者、地域の実態に応じ、校長の判断で行う。その際には、保護者や地域の協力体制、施設、設備などの安全面等について吟味し、持続可能性を十分に考慮して判断する。
- (3) 顧問は、活動の安全、安心に十分な配慮を行い、ケガ等の防止に努める。

## 4 入部、転部、退部等について

- (1) 部活動は学校教育の一環としての意義を鑑み、原則として全員加入とする。
- (2) 部活動は、原則として3年間継続する。
- (3) 1年生は、4月末までに入部届を担任等に提出し、確認後各顧問に提出となる。その年度で示される活動日から正式な活動を行う。事情により1年生が春季大会に出場する場合は、保護者の同意のもと校長からの許可を得ることとする。
- (4) 2、3年生は、年度初めに部活動継続届けを提出する。
- (5) 転部や退部については、事前の相談等を十分に行うとともに、所定の用紙に理由等を記入し、保護者印等を付けて担任、顧問に提出する。

## 5 活動時間について

- (1) 平日の活動時間は、2時間程度とする。なお、移動時間や準備、後片付け、ミーティング等はその時間には含まない。
- (2) 4月から10月までの平日最終バスは19時学校発、11月から3月までは、最終バスが18時30分学校発となっている。各部においては、その時間に合わせて部活動終了時刻を決めて対応する。

- (3) 朝練習を行う部活動については、あらかじめ管理職に許可を得るとともに、保護者会にも同意を得て行うこととする。その場合には必ず顧問がつくこととする。生徒の自主練習は認めない。
- (4) 休日の活動時間は、原則として8時から17時までの間で行うこととし、3時間程度とする。なお、移動時間や準備、後片付け、ミーティング等はその時間には含まない。大会（試合を含む）については、この限りではない。
- (5) 長期休業中の活動は、原則として8時から17時までの間で行うこととし、3時間程度とする。なお、移動時間や準備、後片付け、ミーティング等はその時間には含まない。大会（試合も含む）については、この限りではない。

## 6 休養日、部活動休止日について

### ・4月～10月

- (1) 第1、第3日曜日の部活動は休止とする。
- (2) 平日は少なくとも1日以上休養日を設ける。
- (3) 土、日と連続して練習や試合（公式大会を含む）を行った場合は、平日に2日以上の休養日を設定する。
- (4) 長期休業中も同様に部活動休止日を設定する。
- (5) 夏季休業中の学校閉庁日においては、部活動を休止とする。なお、やむを得ず実施する場合は、管理職の許可を得るとともに、保護者会にも同意を得て行うこととする。

### ・11月～3月

- (1) 第1、第3日曜日の部活は休止とする。第2、第4の土曜日、日曜日については、それぞれどちらか1日は休止とする。
- (2) 平日は少なくとも1日以上休養日を設ける。
- (3) 土、日と連続して大会（公式大会を含む）があった場合は、平日に2日以上の休養日を設定する。
- (4) 長期休業中も同様に部活動休止日を設定する。
- (5) 年末年始の学校閉庁日においては、部活動を休止とする。なお、やむを得ず実施する場合は、管理職の許可を得るとともに、保護者会にも同意を得て行うこととする。

### ・テスト休みについて

- (1) 中間テスト、期末テストについては3日前から、部活動を休止する。
- (2) 公式試合等でどうしても練習をしなければならない場合は、代替日を設けるなど生徒の学習時間を確保するなどして配慮する。この場合も必ず校長の許可を得るとともに、保護者会にも同意を得て行うこととする。

## 7 安全面について

- (1) 顧問は、日常の活動を安全に行うことができるよう、活動前後に健康観察を行い、常に健康安全に努める。
- (2) 万が一に備え「危機管理マニュアル」を作成し、緊急時に対応できるようにする。

## 8 大会、対外試合、コンクール等の参加について

- (1) 大会、対外試合、コンクール等の参加については、参加の必要を十分に検討し、計画表に明記の上、要項等を添付して校長の承認を得る。
- (2) 宿泊を伴う大会や県外の大会参加については、費用や安全面の点から十分な検討を行い参加の有無を決定する。
- (3) 学校行事と大会が重なった場合は、中体連や公式戦のみ認める。この場合も必ず校長から許可を得ることとする。

## 9 その他

- (1) 各部で年1回以上の保護者会を開催し、運営上の諸問題の解決を図る。
- (2) 部費等の扱いは保護者会が行う。部費等の金額についても管理職から承認を受けることとする。